

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

石巻市長 齋 藤 正 美

市町村名 (市町村コード)	石巻市 04202
地域名 (地域内農業集落名)	須江地区 (糠塚1、糠塚2、細田、欠、館、茄子川、小竹、沢田、瓦山、山根上、山根下、中埴上、中埴下、関の入)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区内の主要な水田の大部分は、水稻を主要作物とした土地利用型作物(水稻・大豆等)を中心としたブロックローテーション方式等により大規模担い手への農地の集積・集約化が進んでおり、担い手にとっては農地の高度利用、低コスト、省力化の原動力となり、委託する側にとっては安心、安定的な農地委託手段となっている。

課題としては、高齢化や後継者不足により、離農や規模縮小農家の増加が見込まれ、区画整理未実施地区においては、大区画化、汎用化を図り担い手への集積・集約化を進めていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とした土地利用型作物(水稻・大豆等)を中心としたブロックローテーション方式等による転作対応による現状維持を基本とするが、社会情勢の変化に伴う新規需要への対応として、新たな品目の導入に向けた取組も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	378.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	365.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、農業を担う者に位置付けられる法人や認定農業者を中心に農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイヤする方や経営転換する方は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
水利施設、農道その他の土地改良施設の点検・管理のほか、日常的な草刈り作業等を実施するとともに、老朽化に伴う長寿命化対策を実施する。 また、区画整理未整備地区においては、大区画化、汎用化を推進していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者を育成するため、市、農業委員会、県、農協等と連携し、相談から定着までの支援に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の受委託の斡旋をいしのまき農協に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①市・JAによる補助事業の周知、猟友会との連携と補助事業(侵入防止策、免許の取得等)の活用に取り組む。
- ②持続可能な食料システムの構築に向け、環境負荷に配慮した生産活動を推進する。
- ③経営形態、業務内容、ほ場条件に応じて、ICT、パワーアシストスーツ等の導入を推進する。
- ⑦地域での共同作業により、用排水路の維持管理に努める。
- ⑧補助金等を活用し老朽化施設の維持管理、主要施設の整備等、資本整備に取り組む。
- ⑨畜産農家と耕種農家の稲わら・堆肥センターの利用促進により、耕畜連携を引き続き継続していく。